

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護「清川の里」運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、シャイニングワンスターズ株式会社が設置するショートステイ「清川の里」(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護・要支援状態にある高齢者等に対し適切な事業を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上に援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営方針)

第3条 1. 本事業において提供する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示、条例等の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及びその家族のニーズを確実にとらえ、個別に短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成することにより利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

6. 居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び住所は、次のとおりとする。

- 一. 名称 ショートステイ「清川の里」
- 二. 所在地 秋田県横手市清川町13番16号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一. 管理者 1名
管理者は、代表取締役の命を受けて事業所の職員の管理及び業務の総括に当たるものとする。
- 二. 生活相談員 1名以上
生活相談員は利用者及び家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービス調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- 三. 看護職員 1名以上（機能訓練指導員との兼務）
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握すると共に、利用者が各種サービスを利用するために必要な措置を講じる。
- 四. 介護職員 10名以上
介護職員は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行なう。
- 五. 機能訓練指導員 1名以上（看護職員との兼務）
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行なう。
- 六. 栄養士 1名以上
指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護において、利用者に適した食事の提供及びそれに準ずるサービスの提供を行なう。
- 七. 医師 1名
指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護において、その利用者における健康維持への適切な医療指導及び、看護職員に対する適切な指示を与え、利用者への適切な健康管理への措置をとる。

(営業日及び営業時間)

- 第6条
1. 営業日 365日
 2. 営業時間 24時間

(利用定員)

第7条 1日に指定短期入所生活介護のサービスを提供する定員は、30名とする。
(指定介護予防短期入所生活介護含む)

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一. 日常生活上の援助
日常生活動作に応じて必要な援助・支援を行う。
 - ア. 排泄の介助・支援
 - イ. 移動の介助・支援
 - ウ. 通院の介助等その他の必要な身体の介護・支援
 - エ. 養護（休養）

二. 健康状態の確認

日々の日常生活における健康管理を行なう。

三. 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能並びに、利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。

- ア. 日常生活動作に関する動作
- イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）
- ウ. グループワーク
- エ. 行事的活動
- オ. 体操・運動療法
- カ. 趣味活動

四. 移送サービス

身体状況の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、適した車両により送迎を行う

五. 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

[入浴形態]

- ア. 一般浴槽による入浴
- イ. 個室型によるシャワー浴

[介助の種類]

- ア. 衣類着脱
- イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ. その他の必要な介助

六. 食事サービス

栄養士による利用者個々人にあった食事の提供及び、必要な食事カロリー等の提供。

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他の必要な介助

七. 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ. 福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ. 住宅改修に関する情報提供
- エ. その他の必要な相談、助言

(指定短期入所生活介護計画及び指定介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第9条 1. 指定短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に短期入所生活介護計画を作成する。又、すでに居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿った短期入所生活介護計画を作成する。

- 1-2 指定介護予防短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護予防短期入所生活介護計画を作成する。又、すでに介護予防サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿った介護予防短期入所生活介護計画を作成する。
2. 短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
 - 2-2 介護予防短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
3. 利用者に対し、短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、継続的なサービスの管理、評価を行なう。
 - 3-3 利用者に対し、介護予防短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、継続的なサービスの管理、評価を行なう。

(利用料)

- 第10条
1. 本事業所が提供する指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、当該サービスについて厚生大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
 - 1-2 本事業所が提供する指定予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、当該サービスについて厚生大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
 2. 指定短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担する事が適当と認められる費用（食事材料負担分として1日基準額¥1,615〔朝食400円、昼食665円、夕食550円〕及び滞在費として多床室¥915、個室¥1,231）については実費とする。
ただし、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。また食事材料費については、認定証に記載された金額と実費とを比較して低い額を一食あたりの料金とする。
 - 2-2 指定予防短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担する事が適当と認められる費用（食事材料負担分として1日基準額¥1,615〔朝食400円、昼食665円、夕食550円〕及び滞在費として多床室¥915、個室¥1,231）については実費とする。
ただし、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。また食事材料費については、認定証に記載された金額と実費とを比較して低い額を一食あたりの料金とする。
 3. 別途利用料金の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、又、併せてその支払いに同意する文書に署名を受ける。
 4. 利用料の支払いは、原則的に指定口座からの引き落とし、指定口座への振込ならびに直接来所による納付とし、指定期日まで支払う。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施区域については、横手市全域・大仙市（角間川、花園地区まで）とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 ショートステイ「清川の里」を利用される利用者の方は、次の事項に留意して頂く。

- 一. 他の利用者に重大な影響を及ぼす感染性の疾患、伝染病が医師の診断から明らか場合は、利用できないこと。
- 二. 予定の変更は前日までに連絡すること。
- 三. 途中で体調が悪くなった場合、又はバイタルチェックにより健康に不安のある方は、家族に連絡し送迎してもらい帰宅して頂くこと。又は、家庭環境による諸事情により家族送迎が出来ない場合は家族正式依頼があれば施設での送迎も行なう。
- 四. 送迎中における途中下車はできないこと。
- 五. サービス提供中の施設からは、無断外出は禁止されていること。
- 六. 日常生活に必要な類（杖、常備薬、その他当施設に必要なものを含む）を持参して頂くこと。
- 七. 機能訓練等の指導がなされている時は、機能訓練指導員の指示に従うこと。

(サービス提供記録の記録)

第13条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記録する。

(秘密保持)

- 第14条
1. 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。この効力は勤務期間中はもとより、離職後も効力を発揮するものとする。
 2. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、違約金等を科すなど必要な措置を講ずる。
 3. 本事業所策定の「個人情報保護方針」「個人情報の利用目的」「個人情報保護規則」を遵守する事。

(苦情処理)

第15条 提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査に実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 本事業所は、利用者に対する短期入所介護生活及び介護予防短期入所介護生活の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、横手市に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(損害賠償)

第17条 利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第18条 1. 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護で使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2. 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね4月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(緊急時等における対応方法)

第19条 1. 事業所はサービス提供中に、利用者の状態急変及びその他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡し、指示を仰ぎ必要な措置を講じると共に、家族へその旨の報告を行う。
2. 緊急時及び非常災害の状態については、随時管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第20条 指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が生じた場合、従事者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。また、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(高齢者虐待防止・身体拘束禁止に関する制度の理解)

第21条

事業者は、厚生労働省が推進する「高齢者虐待の例」「身体拘束禁止の対象となる具体的な行為」を基とし、基本的な知識を高めた上「高齢者虐待防止・身体拘束廃止に関する定義」を活用しながら高齢者虐待防止に関しましては、虐待と見受けられるまたは、虐待に準ずると判断した際は高齢者虐待防止法により適切な手順・連絡方法により各市町村へご連絡させていただく事とします。また、身体拘束に関しましては、「身体拘束ゼロ作戦(厚生労働省推進)」の趣旨に則り廃止、撲滅を念頭におきまして支援に取り組む事といたします。

当事業所利用契約以前に「身体拘束(準ずる行為)」を実施されている方につきましては、事業所における身体拘束廃止・撲滅会議による結果によりましては、いかなる理由におきましても拘束をお断りする事があることとします。

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、具体的に次の措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を3月に1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を3月に1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第22条

- ・事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ・事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- ・事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第23条 1. 事業所は、介護職員及び看護職員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

一. 採用時研修 採用1ヶ月以内。

二. 新任者研修 行政及び関係機関において行う時。

三. 継続研修 年1回

2. 従事者等は、その勤務中に常に身分を証明する証票を携帯し、利用者又は家族から求められた時はこれを提示する。

3. 事業所は、この事業を行うためケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録帳簿を整備する。

4. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は代表者が定めるものとする。

(付 則)

この運営規定は、平成26年6月1日から施行する。

(付 則)

この規定の変更は、平成30年4月21日から施行する

(付 則)

この規定の変更は、平成31年3月11日から施行する

(付 則)

この規定の変更は、令和3年8月1日から施行する

(付 則)

この規定の変更は、令和6年4月1日から施行する

(付 則)

この規定の変更は、令和6年8月1日から施行する